

## 東区社会福祉協議会 地域ふれあい事業助成のご案内

地域ふれあい事業助成とは・・・

住民主体の「助け合い・支え合う地域づくり」へのきっかけ(一助)となるよう、住民同士の交流を目的に行われる活動等に対する助成事業です。

助成の対象 となる事業	【多世代交流活動】 子どもから高齢者まで、障がいの有無を問わず、世代を超えて交流を深める 活動・イベント ※ 多世代交流を目的としていない「緑化・美化活動」は対象外です。	\$
	【ふれあい給食】 高齢者等とのふれあいを目的に集い、ともに食事をしておしゃべりや交流を 楽しむ食事会	<u>ት</u>
	【生きがい推進活動】 高齢者等が生きがいをもちながら、健康で住み慣れた地域で安心して暮らし いけるよう実施する健康相談や講演会	ノて
	【見守り活動】	
	見守りが必要な高齢者等の安否確認と孤独感の解消を図る活動	
助成対象団体	自治会•町内会	
助成額及び	【助成額】	
対象経費等	実施主体 1回あたり助成額	
	単一自治会・町内会 10,000円	
	複数自治会・町内会 20,000円	
	※年度内の助成上限額は、前年度会費納入額の80%	
	(その金額が10,000円未満の場合は、当該金額が上限)	
	【助成回数】1団体あたり年度2回まで	
	※複数の自治会・町内会開催は、それぞれの自治会・町内会で1回をカウン	ノト
	【助成対象経費】事業実施に係る経費	
	※アルコール飲料、事前事後の打合せに係る経費は対象外	
申請方法等	【申請】 事業実施の概ね1カ月前までに、「申請書」(様式1)に「開催チラシ」等の	<u>り案</u>
	<u>内」を添付</u> し、東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。	
	【報告】事業実施後1カ月以内に「報告書」(様式2)にレシートまたは「領収書」を	<u>添</u>
	<u>付</u> し東区社会福祉協議会事務局へ提出してください。	
	※年度末(3月)開催の場合は、3月中に報告書を提出してください。	
	※領収書は、明細のわかるもの(コピー可)を添付してください。	
その他	○ 地域ふれあい事業は、参加対象者を特定せず、自治会・町内会の回覧チラ	゚シ
	等により広く地域にご案内ください。	
	※役員のみの懇親会・慰安旅行等は対象になりません。	
	○ 東区社会福祉協議会会費を財源としている「地域ふれあい事業助成」を活	i用
	していることを、参加者等へ広く周知してください。	